

継続願

てつづきの流れ

在学生サイト

在学生サイトに奨学金に関する情報を掲載しています。随時、必ずご確認ください。
保護者の方にも、掲載内容についてお伝えください。

最新情報をご確認ください



◆在学生サイトに下記内容を掲載しております。必ず確認して、よく理解したうえで、申し込みをください。

ネットで『学生専用サイト 京都芸術デザイン専門学校』で検索

給付奨学金概要



貸与奨学金概要



お問い合わせ先

奨学金に関するお問い合わせは、メールでご連絡ください。窓口や電話では、すぐにお答えできません。※画像などを添付いただくとスムーズに対応できます。

コチラからメール送信



STEP①

①継続願の下書き用紙(給付・貸与)を記入する！

※奨学金の種類によっては、収入や支出金額、作文などを入力する必要がありますので、スムーズに入力できるよう事前に準備してください。
また、貸与奨学金と給付奨学金では内容が異なります。**奨学生番号ごと(貸与一種・二種・給付)全てに入力が必要です**ので、それぞれ準備をしてください。
※期日までに提出がなければ、2024年度に奨学金を受けることができません。
※貸与奨学金を継続しない(2024年度に奨学金を受けない)場合も、「継続しない」ことを入力するために、入力が必要です！

STEP②

②スカラネットパーソナルにログインまたは新規登録する！

※まだ登録していない方は、新規登録をしてください。
※奨学生番号のどれかひとつの奨学生番号で登録していれば、全ての奨学生番号の継続願提出ができます。

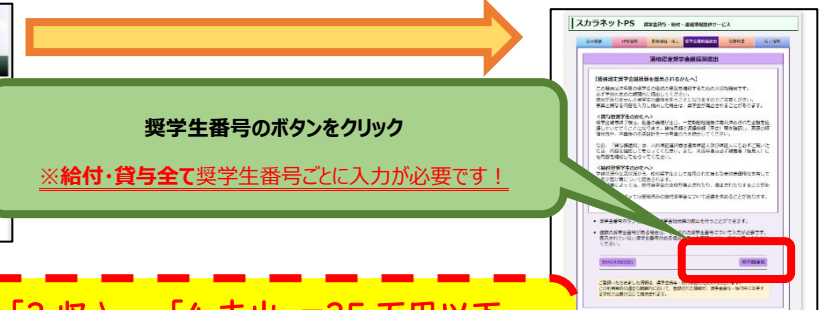
STEP③

③画面の指示に従って、下書き用紙の内容をスカラネットに入力！

※期日までに提出がなければ、2024年度に奨学金を受けることができません。
※継続しない(2023年度に奨学金を受けない)場合も、「継続しない」ことを入力するために、入力が必要です！



「奨学金継続願提出」のボタンをクリック



奨学生番号のボタンをクリック

※給付・貸与全て奨学生番号ごとに入力が必要です！



貸与奨学金の「3.収入」-「4.支出」=35万円以下
差額が35万円以下になるように入力してください
※36万円以上では提出をしない

STEP④

④受付番号をメモする。またはスクリーンショットで撮影する！ 2024/1/11〆切

入力完了後に表示される「受付番号」を必ず控えてください。
表示されない場合は正しく提出できていない場合がありますので、再度入力してください。

手続き後

継続てつづき完了！

手続き後

！給付奨学金のみ適格認定(学業)！

※2023年後期の学業成績の適格認定にて、継続可否が決まります。2回連続「警告」にあたる場合は、「廃止」となります。

！貸与奨学金 対象者！

※収支の差が35万円以上ある場合、個別の面談があります。
貸与額減額が必要になる可能性もありますので、入力時に必ず収支に35万円以上ないようにしてください！

【辞退/継続しない方について】貸与奨学金

「辞退」「廃止」又は「継続しない」の場合 は2024年3月で貸与終了 ⇒ そのままにしていると、**2024年10月の在学中から返還開始**
「在学猶予届」をスカラネットパー ソナルより提出することで、在学中は **返還が猶予されます。** ※在籍猶予手続き方法は右記 QR コードで確認

学校番号：662023-00 学校種別：専修学校専門課程 を入力

提出期限は **2024年4月1日～4月30日**です。

5月下旬から6月上旬の予定で、返還に関する必要書類を配布予定です。

■ 適格認定について

学業成績と「継続願」の内容などをもとに、学校が日本学生支援機構へ奨学金継続について報告します。

学業不振の場合は、奨学金の交付が打ち切りとなる可能性もあります。奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励んでください。

詳細は、機構 HP に掲載されている「奨学生のしおり」（貸与／給付）で確認してください。



【貸与奨学金】

適格認定には、①継続、②警告、③停止、④廃止の4つの認定区分があります。

①継続 と ②警告 の場合のみ、2024年4月分の貸与奨学金が振り込まれます

【適格認定の3つの要素】

- ①人物 … 学校生活における態度・行動
- ②学業 … 修業年限（2年）での卒業の可否等
- ③経済状況 … 奨学金の必要性・適切な貸与月額

【給付奨学金】

適格認定には、①継続、②警告、③停止、④廃止の4つの認定区分があります。

①継続 と ②警告 の認定を受けた場合のみ、2024年4月分の給付奨学金が振り込まれます。

ただし、②警告 に2回連続して該当すると、④廃止 の認定を受けて給付奨学生としての資格を失います！

（前回9月の適格認定時に ②警告 に該当している方が今回も ②警告 に該当した場合、④廃止 です。）

認定基準などの詳細は、「給付奨学生のしおり」p.24～25に掲載されていますので必ず確認してください。

【Q&A】よくある質問

Q：収入と支出の金額が分かりません。

A：保護者の方にも相談して、領収書や通帳明細などを確認して計算・入力してください。

Q：正しく入力をしているはずなのですが、エラーが出ます。

A：全角、半角の設定を確認してください。

作文の入力では、数字も全角で入力してください。

Q：学費はいくらですか？

A：基本的には年間120万円です。

ただし、修学支援新制度(給付奨学金)により授業料の減免を受けている場合は、減免後の金額で入力してください。金額は在学生サイトにて確認できます。

Q：奨学金を複数受け取っているときはどうしたらよいですか？

A：奨学生番号ごとに入力をしてください。

第一種、第二種、給付奨学金の3つの奨学生番号を持っている場合は、3回入力が必要です。なお、貸与奨学金と給付奨学金では入力内容が異なりますので注意してください。

Q：2024年4月以降の継続を希望していないのですが、入力は必要ですか？

A：継続を希望しない場合も入力が必要です。

「奨学金も振込の継続の確認」の設問で、「奨学金の継続を希望しません」を選択してください。2024年3月以前に奨学金を辞退したい場合は、事務局奨学金担当へメール等でご相談ください。